

## 日向市都市計画マスタープラン素案に関する確認事項

本計画の素案は、日向市の現況・課題を踏まえ、**将来の土地利用の方向性を示すもの**として整理しております。

以下の観点から、**修正すべき点等**がありましたらご意見をお願いいたします。

- **〔踏み込み具合〕** 都市計画マスタープランとして、具体的・抽象的すぎないか
- **〔表現の分かりやすさ〕** 市民や事業者にとって分かりやすく、誤解が生じない表現になっているか

特にご意見を頂きたい内容は以下のテーマです。

### 【テーマ①】市街化調整区域等における既存集落の維持

- 人口減少、空き家・空き地の増加による環境の悪化等地域力の低下が進む集落を保全するための土地利用方針

### 【テーマ②】産業促進観光リゾート等のゾーニング

- 持続可能な都市を目指し、新たな雇用創出、経済波及効果を生み出すため、津波の被害を避けた高台等への工業団地等の設置
- 日豊海岸国立公園に代表される沿岸部等の観光資源を活用した観光産業の立地誘導

### 【テーマ③】事前復興まちづくりを想定した土地利用のあり方

- 地震や豪雨災害を見据え、減災・国土強靱化を加速するとともに、発災後の迅速な復旧を可能にする事前復興の取り組み

## 【テーマ①】市街化調整区域等における既存集落の維持

### ■ 素案で示している考え方（抜粋整理）

No.	要約	本文	記載箇所
1	既存集落を戦略的・計画的に維持・再生	<p>■（１）市街化調整区域における将来ビジョン</p> <p>積極的な市街化を抑制しつつ、既存集落を戦略的に維持・再生する</p>	P35 冒頭
2	農地・自然環境の保全を基本とする	市街化調整区域は、農地や自然環境、基幹産業の保全を基本としながら、既存集落における暮らしや地域活動が将来にわたり受け継がれる地域として位置づけます。	P35 3行目～
3	市街地近接集落では一定ルールの下で新たな世帯受入も検討	特に市街地に近接する集落については、その立地特性を活かしつつ、無秩序な開発を抑制し、一定のルールの下で新たな世帯の受け入れも含めた戦略的・計画的な集落形成を図ります。	P35 4行目～
4	集落振興計画＋都市計画提案制度の活用	既存集落の維持や第1次産業の振興に向け、住宅等の立地においては、地域の特性に応じた住環境の「あるべき姿」を示した個別計画を策定し、その各集落で作成した「（仮称）集落振興計画」に基づく土地利用や施設整備の計画について都市計画提案制度により、市は、日向市都市計画審議会や宮崎県開発審査会の意見も聞きながら、都市計画（地区計画や条例等）の適用を検討します。	P35 （２）③ 6行目～

#### 確認①

##### 【踏み込み具合】

市街化調整区域における集落の維持・再生について、都市計画マスタープランとして、現在の記述は踏み込み過ぎていないか／逆に抽象的すぎないか。

#### 確認②

##### 【表現の分かりやすさ】

「既存集落を戦略的に維持・再生する」という表現について、市民や集落の住民が読んだときに、方向性が分かりやすく、誤解が生じにくい表現になっているか。

## 【テーマ②】産業促進観光リゾート等のゾーニング

### ■ 素案で示している考え方（抜粋整理）

No.	要約	本文	記載箇所
1	細島港、東九州自動車道などの 広域交通基盤を活かす／ 観光産業の推進	<p>■元気で活力ある産業が育つ都市づくり</p> <p>細島港や東九州自動車道、また国道10号や327号等、日向市の持つ特性を最大限に生かし、戦略的な企業誘致を展開し、雇用の創出を図ります。</p> <p>■地域資源を通じた交流の都市づくり</p> <p>地域の産業活動における交流や地域資源を活かした観光交流を活発化させ、地域経済の活力向上につなげていく</p>	P12 目標1
2	津波被害を回避できる内陸部への 工業系土地利用の誘導を検討	<p>■事前復興の視点を踏まえた都市づくり</p> <p>津波被災が想定される区域においては、災害リスクを踏まえた土地利用のあり方を中長期的な視点で捉えるとともに、内陸部への計画的な誘導を視野に入れた、将来の都市構造の検討を行います。</p>	P13 目標2
3	観光産業の推進	<p>■地域資源を活かした交流・産業の創出</p> <p>農林水産業、観光、文化遺産等、地域ごとの独自資源を都市づくりに生かし、地域経済の維持・活性化を図ります。</p>	P18
4	「保全」と「活用」の両立を前提に、 観光産業の立地を誘導	<p>■森林・海辺（範囲）</p> <p>森林や海辺が有する環境保全、防災、景観形成等の多面的な機能を重視し、自然環境の保全を基本とした土地利用を進めます。あわせて、日向灘に面した海辺空間や山間部の自然資源を生かし、観光・交流やスポーツ等への活用を図りつつ、自然と共生するまちづくりを推進します。</p>	P22
5	日豊海岸国定公園をはじめとする 優れた自然・景観資源の保全	<p>■自然環境の保全</p> <p>[方針] 南北につながる海岸部の保全・整備を図ります。 [方策] 日豊海岸国定公園や景観形成重点地区等の保全を推進します。市民が森林浴や憩いの森として利用できるように、国定公園内の森林等の保全を図ります。</p>	P55
6	観光産業の推進	<p>■8.産業</p> <p>第3次産業については、商業・観光・サービス機能の充実を図り、交流人口の拡大と雇用創出につなげます。</p>	P58 3行目～

**確認①** 【踏み込み具合】  
産業誘導や立地の方向性、防災配慮の考え方について、都市計画マスタープランとして、現在の記述は踏み込み過ぎていないか／逆に抽象的すぎないか。

**確認②** 【表現の分かりやすさ】  
産業の育成や交流の促進を進める考え方と、災害リスクや自然環境に配慮する考え方が、市民や事業者にとってイメージしやすい表現になっているか。

## 【テーマ③】事前復興まちづくりを想定した土地利用のあり方

### ■ 素案で示している考え方（抜粋整理）

No.	要約	本文	記載箇所
1	南海トラフ地震による津波被害を想定	<p><b>■防災拠点・市街地の整備による事前復興まちづくりの推進</b></p> <p>[方針] 被災後に復興まちづくり事業へ早期に着手できるように、平時から災害時を見据えた事前復興まちづくりを推進し、防災拠点となる都市公園や総合体育館の整備などを通じて、防災・減災対策の強化を図ります。</p> <p>[方策] 津波浸水想定区域に含まれる市街地においては、原位置の嵩上げや都市機能・居住機能の高層化の推進、安全な地域への移転を検討し、市街地の災害リスクの回避・低減を図ります。</p>	P46
2	発災後、迅速に対応するための考え方	<p><b>■土地利用の見直しによる事前復興まちづくりの推進</b></p> <p>[方針] 発災後の迅速な復旧・復興につなげるために、平常時から土地利用の方向性を整理し、安全性の高い地域への居住・機能誘導、復興を優先すべきエリアの明確化、柔軟な土地利用を可能とする仕組みづくりを推進します。</p> <p>[方策] 市街化調整区域や都市計画区域外においても、地区の将来像やまちづくりの方向性に基づき、高台で安全な住宅地・既存集落を有する地区における柔軟な土地利用を図ります。復興時において、遺体安置所、災害がれき置き場、仮設住宅、移転候補地などの土地が必要になります。そのため、事前に活用できる公有地・民有地の土地の確保を検討します。</p>	P47
3	広域連携による取組みが重要	<p><b>■広域連携による事前復興まちづくりの推進</b></p> <p>[方針] 被災後のまちの再建に向けた「事前復興」の考え方をもとに、門川町と連携した事前復興まちづくりの推進を図ります。</p> <p>[方策] 早期の復旧復興活動を見据えた体制の構築を図ります。隣接する門川町と連携し、復旧復興体制の構築や宅地供給の融通など、広域的な事前復興まちづくりを推進するとともに、平時から広域連携を強化します。</p>	P47
4	避難、復旧、復興を見据えた「都市施設配置」「土地利用の方向性を方針レベルで整理」	<p><b>■将来都市構造における事前復興まちづくりの考え方 に記載の内容</b></p>	P48

#### 確認①

##### 【踏み込み具合】

事前復興に関する土地利用や拠点の考え方について、都市計画マスタープランとして、現在の記述は踏み込み過ぎていないか／逆に抽象的すぎないか。

#### 確認②

##### 【表現の分かりやすさ】

「事前復興」という考え方や、土地利用の見直し・誘導の方向性について、市民にとって誤解なく伝わる表現になっているか。